

# 不正に対する公認会計士監査制度の改革 —アメリカと日本の監査制度の整備の観点から—\*

張 影

The public company audit is expected to detect frauds in the financial reporting of entity. But, if senior management of corporation want to perpetrate frauds, the auditors have a risk of material misstatement due to fraud. In this paper, I consider the history of public company auditing to improve the prevention and detection of material fraud and to educate financial statement users about frauds in financial statement of American corporation and Japanese corporation. The history also is showing that auditors will be in focus on professional skepticism in the consideration of the risk of frauds in the financial statement audit. The auditor's responsibility to detect frauds is very clear. The auditor is responsible for providing the reasonable assurance that the financial statements are free of material fraud.

## I. はじめに

不正は極めて広範な概念であるが、監査人の不正への関心は、特に財務諸表の重要な虚偽表示を引き起こす不正な行為が中心となる<sup>1)</sup>。不正に起因するものには、経営者が実の状況を隠す目的のものと、財務諸表の利用者を欺く目的のものなどがある<sup>2)</sup>。日本公認会計士協会監査基準委員会報告書によれば、「不正とは、財務諸表の虚偽の表示の原因となる、経営者、従業員または第三者による意図的な行為である。不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産流用がある」と示されている<sup>3)</sup>。不正な財務報告は、財務諸表の利用者を欺くために、財務諸表に意図的な虚偽の表示を行たり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことであり、従業員不正より経営者不正が重要な意味をもつ。この経営者不正には、経営者のみでなく、役職者が関与する不正も含まれ

ることにある。

不正の発見は監査論の研究者にとっても、また、監査実務に従事している公認会計士にとっても、その取り扱いが難しく<sup>4)</sup>、古くて新しい研究テーマといえる。公認会計士監査は、不正や誤謬の発見の要請からはじまったといわれる。しかし近代的な公認会計士監査においては、企業の不正や誤謬の発見に関して、内部統制に依拠する試査を用いているので、全ての虚偽表示を発見することができないという制約があり、不正や誤謬の発見は、少なくとも第一義的な目的ではないとされてきた<sup>5)</sup>。監査は財務諸表が一般に認められた会計基準に準拠して作成されているかどうかについて、監査人が職業専門家としての意見を表明する制度である<sup>6)</sup>。しかし、一般投資家が監査に期待することは、経営者の不正行為による財務諸表の虚偽表示を監査人が発見し、それを明らかにすることである。この公認会計士監査の役割と一般投資家の望みの相

\* この論文は、名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程の修了に際して、研究成果の一部をまとめたものである。（編集委員会）

違が「期待のギャップ」(expectation gaps)である<sup>7)</sup>。アメリカでは1970年代の後半から、経営者不正や違法行為をめぐり、監査職業の役割について、研究が行われてきた<sup>8)</sup>。その成果を受けて、監査人側に対して様々な勧告がなされ、新しい監査基準が公表された。さらにエンロン事件後、不正の発見に対する積極的な対応策の検討が行われている。

日本でも企業の粉飾倒産、経営者の不正、違法行為などの問題が明るみに出て、経営者の不正や違法行為に対する公認会計士監査の不正発見機能の低さを批判する声が強まっている<sup>9)</sup>。それを伴い、数次にわたる監査基準の改訂が行なわれている。特に1990年（平成3年）には、監査基準・監査実施準則・監査報告準則の改訂がなされ、2002年（平成14年）1月には不正の発見・防止に主眼をおいて監査基準の大改訂がなされている。さらに、平成13年の商法の改正や平成15年5月には37年ぶりに公認会計士法の大改訂がなされるなど、不正を発見・防止する法規制が整備され、日本における公認会計士監査制度も新たな時代へと歩みはじめている。

本稿の目的は、アメリカと日本の監査制度における発展の跡を遡りつつ、監査における不正の対応策を検討することにある。具体的な内容は以下の通りである。まず、会計・監査先進国と解されるアメリカにおける、不正問題に対する監査上の対応の変遷について概観する。次に、日本の監査基準の改訂及び関連法律の改正について検討・吟味することで、不正のあるべき対応策を検討する。

## II. アメリカにおける不正に対する監査基準の整備

監査論では、不正には従業員不正と経営者不正があると分類し、従業員不正から経営者不正への対応をいかに行うかを重要な論点とし、経営者不正をいかに予防するかに力点が置かれている<sup>10)</sup>。アメリカでは1970年代後半から、経営者不正（management fraud）問題がとりあげられ、その不正を発見する監査人責任が問われるようになったことは周知のとおりであるが、古くは1920年代中頃から、不正問題に関する法律や規則にて対応がなされている<sup>11)</sup>。

### 1. 会計不正事件と証券立法

会計不正の原因は時代によって変化するものであり、アメリカにおける、証券立法以前にみられる会計不正の原因は、現在とは大きく異なっている。1920年代のニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange: NYSE）は、企業に対し、上場時に合意書（listing agreement）中で年一回以上の定期的な財務諸表の開示を行うことを要求したが、実際には上場しても財務諸表の定期的な報告はなされなかった。企業には財務諸表報告を行わないという選択肢が存在しており、また、独立の監査人による監査は要求されなかった。この時代、企業の財務諸表に対する実質的な規制はほとんど存在せず、会計プロフェッショナルに適用される強力な規範も存在しなかった。したがって、公開企業は投資者に対して真実な情報が開示されないうちに企業が倒産し、投資者が損失を被るという例が生じた。その代表の例はクロイゲル&トル（Kreuger & Toll）事件である。クロイゲル&トル会社は、

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

極端的な秘密主義を貫き、公表される財務諸表は帳簿を参照することなく作成され、その後に財務諸表に合致する帳簿が作成されていた。また、当社の財務諸表に対して監査が求められなかった。その後、Kreuger の自殺を契機として、大規模な粉飾が明らかになり、社会に大きな衝撃を与え、多くの人々に適切な情報開示の必要性を認識させた。さらに、会計は証券のあり方に重大な影響を与え、そこで真実の報告を行っているかを判断するための手段として、会計基準の必要性や独立の専門家による公認会計士監査の必要性も認識された。

次に、1933年に証券法 (Securities Act of 1933) が公表されたが、これは証券の流通に際して真実の情報の流通を保証するための法律と呼ばれた。同法の下では、独立会計士による、財務諸表を監査することが要求され、会計士の重要性を大幅に拡大するものであり、証券法は会計士の第三者責任を大幅に増大させるものであった。財務諸表に重要な事実について虚偽があれば、投資者は会計士を訴えることが可能であると規定されていた。

さらに、1934年証券取引所法 (Securities Act of 1934) の公表が続いている。同法は1933年証券法と同様、上場会社に対する監査済の年次財務諸表の提出を求めた。なお、監査責任が発生するのは、財務諸表が虚偽表示されているという事実に加え、証券の購入者がこの情報を信じたために損失が生じたということを証明される場合に限定された。会計士が責任を有するのは、通常の過失を要件とする1933年証券法とは異なり、監査に重過失または故意が存在した場合にのみであった。

### 2. 証券立法後の監査基準の整備

1936年にアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants AIA) は、「独立公認会計士による財務諸表の監査」 (Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants) を公表した。これは初めて作成された監査手続書であり、不正の発見については、ここに示されている手続を適用することが勧告された<sup>12)</sup>。なお、ここでの不正の発見は、従業員不正を中心としたものと理解ができる。

1938年に発覚したマッケソン・ロビンス (McKesson & Robbins) 会社大粉飾事件が経営者不正の代表的な事件であり<sup>13)</sup>、1939年にAIAは「監査手続の拡張」を公表し、そこに経営者が財務諸表の正確性や適正性について主たる責任を負うという経営者の責任を強調したうえで、公認会計士監査はその状況に疑いがある場合には監査手続を拡張しなければならないという規定を公表した。その後、AIAに設置された監査手続委員会は、監査人が監査手続を実施する際の判断の手引きとなる監査手続書 (Statement on Auditing Procedure: SAP) 第1号を発表した。しかし、SAP第1号は経営者不正の発見に対しては消極であった<sup>14)</sup>。そして、1951年に監査手続委員会は、それまで公表したSAP第1号～第24号を整理し、「監査手続書総覧」 (Codification of Statement on Auditing Procedure) を公表した。同手続総覧では、全ての不正摘発に要するコストは、企業側で負担し得ないことを指摘し、監査人による経営者の不正の摘発問題を回避した。1960年にAICPAはSAP第30号を公表し、その中で初めて「経営者の意図的な虚偽記載」 (deliberate misrepresentation by management)

を取り上げた。1960年代後半から、監査人は多くの不正に関わる訴訟に巻込まれた。特に、1969年のContinental Vending Machine事件は、公認会計士監査の目的との関連で指摘されなければならない。これに応じて、1972年に監査手続委員会は監査基準執行委員会（Auditing Standards Executive Committee）として再編され、従来の監査手続書（SAP）に代わる「監査基準書」（Statement on Auditing Standards: SAS）を公表することになった。1972年11月にはSAS第1号を公表し、公認会計士監査の目的を再確認し、十年前に発表されたSAP第30号をそのまま採用したのである<sup>15)</sup>。1973年3月、エクイティ・ファンディング（Equity Funding）大詐欺事件が発生した。監査人はエクイティ・ファンディング集団の10年間にわたる詐欺を見抜けなかったことに対して厳しく批判された。この事件を受けてAICPAは、1974年1月「監査人の責任に関する委員会」（コーベン委員会）（The Commission Auditor's Responsibilities; Cohen Commission）を設置した<sup>16)</sup>。

### 3. 1970年代後期の不正問題に対する監査人の責任

1973年のウォーターゲート事件をきっかけに、アメリカの企業約600社が国外と国内で違法な政治献金や賄賂、リベートなどの不正支払を行っていたことが大きな社会問題となった。大手企業の粉飾決算とともに、監査人にに対する批判が一段と高まっていた。1977年3月にコーベン委員会は中間報告書を公表し、その中ではじめて「不正の発見に対する監査人の責任の明確化」概念を導入し、監査人は職業専門家としてそのような行為の可能性を

監査計画及び監査実施に際して検討しなければならないことを勧告した<sup>17)</sup>。このコーベン委員会の作業と並行して不正の発見を検討していた監査基準執行委員会は、1977年1月にSAS第16号「誤謬と異常事項の発見に対する独立監査人の責任」を公表した。ここには「誤謬」と「不正」を具体的に例示するとともに、公認会計士監査の目的は「…適正性についての意見の表明である」という従来の考え方を再確認しつつ、その目的を達成するに当たって、監査人は不正を追求するために職業専門家として正当な注意をもって監査計画し実施する責任を負うことを指摘した。同年に公表されたSAS第17号「被監査会社の違法行為」は、コーベン委員会の勧告を全面的に受け入れて、企業の違法行為と監査意見の関係について、違法行為の重要性によって、四つの監査意見となることも指摘した。しかし、これらの基準書の内容は、従来からの考え方を明確にしたに過ぎず、監査人の責任の拡張にはなっていないとの批判が見られ、必ずしも、「期待のギャップ」を解消しえるものではなかった<sup>18)</sup>。

### 4. トレッドウェイ委員会と監査基準書

その後1985年6月には「不正な財務報告に関する全米委員会；トレッドウェイ委員会」（The National Commission Fraudulent Financial Reporting; Treadway Commission）が設立された。この委員会は、不正財務報告をめぐるさまざまな問題を包括的に検討し、1987年10月には最終報告書「不正な財務報告」（Treadway, 1987）が公表されている。そこには、不正な財務報告を引き起こす要因を識別するとともに、その発生を減少させるための方策を明らかにすることを目的として行っ

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

た調査結果、結論及び勧告が示されている。そして、トレッドウェイ委員会は、不正な財務報告を発見するための指針を要求する中で、AICPAは、1988年にSAS第53号「誤謬と異常事項の発見と報告に対する監査人の責任」、第54号「被監査会社の違法行為」を公表した。このSAS第53号では、公認会計士より財務諸表監査の目的を達成するために、監査人が財務諸表の重要な誤謬及び不正を発見することに対して、積極的責任を負うべきことを要求している<sup>19)</sup>。さらに、同報告書は監査人が「経営者は不正直である」ことを前提として監査を行うことを提唱し、経営者が係わる不正については、監査人は監査委員会に報告しなければならないとし、監査委員会の責任の重要性を強調している<sup>20)</sup>。第54号には、2つの種類の違法行為とそれに関する監査人の責任を明確化し、違法行為と監査意見との関係（限定意見、意見差控、否定意見）についての指針を提供している。その後、SAS第55号「財務諸表監査における内部統制構造の検討」、第56号「分析的手続」、第57号「会計上の見積りの監査」、第58号「監査済財務諸表に関する報告書」、第59号「事業体のゴーイング・コンサーンとしての存続能力についての監査人の検討」、第60号「監査中に発見された内部統制構造にかかる事項の通知」及び第61号「監査委員会への通知」を次々に公表して、それぞれ監査人の責任の拡大・明確化ないし修正を行うとともに、監査人の責任や実施される監査手続及び監査が提供する保証についてより明確な限定を図っている<sup>21)</sup>。

### 5. 公認会計士監査における不正の検討

1993年に、AICPAの「公共監視委員会」(The Public Oversight Board; POB)は

「公共の利益」報告書を発表し、不正の問題に対する監査人の対応について、次の二つの勧告を行っている<sup>22)</sup>。

- ① 会計事務所は、監査人が、誤謬と異常事項の発見と報告に対する監査人の責任に関する指針を提供する監査標準によって要求されている職業専門家としての懷疑心をより一層強固に保持するとともに、それを行使することの必要性に対してより敏感となることを保証すべきである。
- ② ASB (Auditing Standards Board), SEC 監査業務部会の常務委員会もしくは他の該当する機関は、財務諸表に影響を及ぼすおそれのある経営者不正が生じている可能性を監査人が評価する際の助けとなり、また、経営者不正の蓋然性が高い場合に追加的な監査手続を明記するための指針を開発すべきである。

以上の勧告を受けて、AICPAは1996年、SAS第53号を改訂して、1997年SAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」を公表した。なお、SAS82号は改訂されており、従来の考え方をさらに進展させ、不正な財務報告に関するリスク要因を分類している。そのリスク要因中でも、とりわけ、経営者の特質及び統制環境に及ぼす影響に関するものがある。そのうちのいくつかは、経営者が不正な財務報告をする動機にかかわり、誠実性及び経営姿勢に影響を与える個人的特質に関連するものがある<sup>23)</sup>。そこでは、監査人が、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうか、また、かかる虚偽表示が誤謬もしくは不正によるものかどうかに関する合理的な保証を得るために、監査を計画し実施する責任がある

と規定した<sup>24)</sup>。

## 6. オマリー・パネル報告書

1998年10月に、SEC のアーサー・レビット (Arthur Levitt) 委員長の要請により、公開会社の独立監査がどのように実施されるかについて見直し、かつ評価し、監査における近年の傾向が公共の利益にかなっているかどうかを判定するために、「監査の有効性に関する専門委員会」(オマリー・パネル) が設置された。同委員会は2000年8月31日に「結論及び勧告書」(The Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations August 31,2000; 以下「オマリー・パネル報告書」という) を公表し<sup>25)</sup>、「GAAS の階層」の問題や「監査調書と文書化」等の問題の検討するとともに、経営者の不正の発見に対応する監査リスク・モデルの改善を勧告している。

オマリー・パネル報告書は、不正の概念を SAS 第82号に依拠して、財務諸表の重要な虚偽記載の原因となる不正な行為と定義し、不正な財務報告から生じる虚偽記載に分類している<sup>26)</sup>。その上で、監査が不正摘発を徹底しようとすれば、公共への利益を上回るコストを必要とするため、監査人は重要な虚偽表示がないという合理的な保証を与えるのみにとどまるが、その保証を得るために現行 SAS 第82号の指針は、リスク要因として列挙されている事項が主観的判断を要すること、また各リスク要因と監査手続との対応関係が不明確であること等から、結果的に不正の発見に有効性でないと指摘している<sup>27)</sup>。

この点に関して、オマリー・パネル報告書は、不正な財務報告の発見のために次の事項を勧告している。

- (1) 不正が生じやすい点について監査チーム間の共通理解と監査計画への反映を確実にし、また補助者等の監督を含めた事後監督を厳密にすること。
- (2) すべての監査に、欺瞞、共謀、統制手続の逸脱、虚偽文書の作成の可能性に對拠するための「不正検索型」(forensic-type) の実務を加えるべきであること。
- (3) 会計上の見積りや判断等がどのような結果をもたらしたかを後追い評価するために、以前に監査した財務諸表残高の回帰的分析を監査人に求めるべきこと。
- (4) 事後審査と監査過程の文書化を徹底すること。
- (5) 四半期財務情報のレビューにも不正検索型の実証性テストを入れることで、継続監査 (continuous auditing) 的な性格を強化すべきこと。

以上の勧告は、監査が重要な不正を発見するための蓋然性を高め、かつ不正を躊躇せらるるようにするべきことを目指している。また、これらの不正に對拠する姿勢は、監査基準のレベルだけでなく、公認会計士の職業的懷疑心の維持、さらに監査法人の方針、実務指針、現業支援、職員訓練、業務管理、あるいは業界のピア・レビュー機構等のレベルでも一貫されるべきとするのである。

## 7. エンロン事件後の改革

前述の SAS 第82号の公表後も、監査人によって発見できなかった不正の数は減少していない。その主な原因としては、90%以上の不正が企業上級経営陣によって行われているので、監査人は発見ができなかったことにあ

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

る<sup>29)</sup>。2001年末における大手会社エンロンの不正事件を契機として、会計プロフェッショナルの規制強化が図られたことから、ASBは、不正に対する監査人の対応に向けて、さらなる改革を行うことが求められた。その結果、2002年10月には、SAS第82号に代わるSAS第99号「公認会計士監査における不正の検討」が公表された。このSAS第99号は、不正に対する概念上の理解に変更を加えていないが、不正のリスク要因の詳細な検討を必要とし、かかるリスクを減少するための対応監査手続を規定するなど、不正トライアングルの考え方を導入している<sup>30)</sup>。ところで、この基準書の公表に際して、AICPAは「経営者の不正防止のプログラムと統制活動」の報告書も公表し、そこでは、不正の防止・発見が単に監査人だけの問題ではなく、監視機能を有する監査委員会、経営者、内部監査人、独立監査人及び公認不正検査士<sup>31)</sup>などがそれぞれに役割を担うべきことが強調されている。

さらに、資本市場の信頼性が早く回復するために、アメリカの「企業改革法」が公表され、内部統制報告制度は、同法404条において法定されることとなった。2004年には、公開会社会計監視委員会(PCAOB)が監査基準2号「財務諸表の監査とともに実施される内部統制の監査」を公表する等し、内部統制報告制度の整備がなされている。

### 8. アメリカの監査基準の変遷

前述のとおり、アメリカにおける公認会計士監査は、長い年月を経ながらも、着実に不正の発見を重視する方向に向かってきていることがわかる。1970年代中期以降、SAS第16号では監査人は、監査における誤謬・不正の発見職能には固有の限界が存在することを前

提に、その限界の範囲内で重要な誤謬・不正の発見のための計画を立て、正当な技能と注意を払い、重要な誤謬・不正の存在が見込まれる場合には、監査手続を拡張するものとしていた。しかしながら、誤謬・不正の発見のための新たな具体的指針を示したわけではなかった。これに対しては、SAS第53号が公表されている。このSAS第53号は、誤謬・不正の発見を「合理的に保証する」よう意図された監査計画を立てるべきこと、そのためにはリスク評価を行うべきこと、そして、具体的な技術（例えば分析手続）や誤謬・不正を発見した場合の対応も示したうえで、職業的懐疑心を持って監査に臨むべきことを指示している。しかし、SAS第53号でさえ、実態監査機能への実務指針としては不十分であると批判された。その結果、SAS第82号が公表されている。同基準書では、監査の検出の目標を不正に限定し、不正の兆候の手引きを監査計画時のリスク評価にかかわらせて詳細に示し、かつ発見した際の行動指針を監査業務全体でのフィードバック機構をも含めて整理し、これらのすべてに職業的懐疑心を求めることで、リスクモデル監査が強調されている。しかし、2001年末のエンロン社の不正事件は、監査人側のリスクモデル・アプローチが十分な浸透をしていないことを示唆している。これを受けて、SAS第82号に代わるSAS第99号が公表されている。SAS第99号では、監査人が①不正に起因する重要な虚偽表示のリスクを識別するのに必要な情報を収集し、②企業における不正防止の内部統制活動についての評価を斟酌したのち、これらのリスクを評価し、そして③それらの評価結果に対応するための不正のリスク評価プログラムを規定することで、より詳細な不正発見に

图表1

不正発見に関するアメリカ監査基準改訂の経緯

期 間	監 査 基 準 の 改 訂
1974年	監査人責任委員会：コーベン委員会が成立された
1977年	コーベン委員会中間報告書を公表した SAS 第16号「誤謬と不正の摘発に対する監査人の責任」 SAS 第17号「被監査会社の違法行為」
1978年	コーベン委員会「報告・結論及び勧告」(コーベン委員会報告書という)を公表した
1985年	不正な財務報告全米委員会：トレッドウェイ委員会が設置された
1987年	トレッドウェイ委員会報告書「不正な財務報告—結論と勧告—」を公表した
1988年	SAS 第53号「誤謬と不正の摘発に対する監査人の責任」 SAS 第54号「被監査会社の違法行為」
1993年	POB「公共の利益」報告書を公表した。
1997年	SAS 第82号「財務諸表における不正についての検討」(ASB)
1998年	アーサー・レビット委員長による講演「ザ・ナンバーズ・ゲーム」(SEC)
1998年	SAS 第82号の有効性に関する研究計画の募集 (ASB)
1999年	SAS 第82号の研究開始 (ASB 不正基準運営委員会)
2000年	オマリー・パネル報告書 (POB)
2002年	SAS 第82号の改訂に関する公開草案 (ASB)
2002年	SAS 第99号「公認会計士監査における不正についての検討」(ASB)
2004年	監査基準2号「内部統制監査と公認会計士監査の統合」(PCAOB)

出所：日本監査研究会課題別研究部会(2004)4-6頁を参照して筆者が加筆した。

向ける手法を提示している<sup>31)</sup>。なかでも、不正の存在の兆候を警告する。不正のリスク要因については、詳細な事例を挙げるとともに、監査人に対しては、監査計画の立案や、監査証拠の評価に際しては、特に、批判的ないし懷疑的な態度と真偽を疑う気持ちを保持しなければならないことを要請している。このSAS第99号では、不正の概念に変更は見られないが、監査人が監査を行う過程で係るリスクを減軽するための対応を規定している。なお、不正を防止し、発見する第一次的責任は、経営者にあるとの認識は変わっていない。とりわけ、監査が不正な財務報告への厳格な対応を求められているおり、不正の発見、す

なわち人間の認知能力の限界は今後の課題であると思われる。さらに、2004年に公開会社会計監視委員会(PCAOB)は、経営者の不正な財務報告を防ぐべく、しかるべき努力として、企業の内部統制の構築及び報告制度に関する監査基準も公表している。図表1は、以上のアメリカにおける監査基準の変遷を示したものである。

### III. 日本における不正に対する監査基準の整備

#### 1. 公認会計士監査の制度化

日本では、1948年(昭和23年)4月に証券

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

取引法が制定され、同年7月に公認会計士法も制定されるとともに、翌年7月には企業会計原則が公表された。1950年（昭和25年）7月には、監査基準及び監査実施準則が公表されている。これを受けて1951年（昭和26年）からは制度監査が開始される運びとなり、その後、5年間にわたる準備段階を経て、1957年（昭和32年）から「正規の財務諸表監査」が実施され、アメリカ型の公認会計士監査システムが導入された<sup>32)</sup>。

### 2. 粉飾事件への対応

その後、昭和30年代末は、山陽特殊製鋼等をはじめとする大規模上場企業の経営破綻が多発した。この経営破綻において粉飾決算が次々に明らかとなったため、それを機に、監査基準の大幅な見直しが行われた。1965年（昭和40年）9月に「監査実施準則」、翌年4月には「監査基準」及び「監査報告準則」が改訂され、粉飾決算に対応すべく監査手続の拡充などが図られた。具体的には、実地棚卸の「立会」、売上金の「確認」及び実質的支配従属会社への「往査」が義務づけられることとなった<sup>33)</sup>。1974年（昭和49年）の商法改正で、大会社に会計監査人監査制度が導入された。この時監査人の業務は会社の計算書類等の適法性にのみに限られており、監査に際して不正または重大な違法事実を発見した時は、商法特例法第8条により監査役に報告する義務はあるが、これによって不正または違法行為の発見を義務づけられたものではなかった<sup>34)</sup>。次いで1974年には、ロッキーD事件が発生し、1979年（昭和54年）に再び航空機疑惑が明るみに出るに及んで、日本公認会計士協会としても、何らかの対応策を提出せざるをえない状況となり、同会会長は要望書とい

う形で、協会の会員に向けて不正に対する監査の充実・強化を要請した。この「要望書」は、公認会計士などの監査においても、不正支出などの発見・防止は、公認会計士の義務であるとの明確な認識のもとで、現行の監査手続の中で、これをより有効・適切に実施することを通じて、その発見に努めるとともに、防止・抑制の実を挙げることを求めるものである<sup>35)</sup>。

### 3. 相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実・強化

1987年（昭和62年）初期には、再び企業の役職者による財産上の不正事件が多数に発生し、マスコミを賑わした。この事態に対応するため、日本公認会計士協会は、1987年2月16日付で、監査第一委員会に対して、「企業、特に役職者の不正行為等に対する監査上有効な対策について」の検討を諮問し、同委員会では、財産上の不正行為を類型化し、それにつきその手段・方法を想定した結果、不正の目的を達成するためには、役職は部下と共に謀するが、また外部書類や証憑を改竄するのが一般的であることを指摘した。なお、これらの検討結果は、「監査第一委員会報告」第50号として、1988年（昭和63年）10月4日、日本公認会計士協会から公表された。同報告の最大の特徴は、不正などが内部統制の枠外で行われることが多く、そのためには、不正の発見・防止は、外部証拠を求める以外に有効な手段がないことが認識され、不正などの発生する危険性の高い項目には、確認<sup>36)</sup>という手続の実施を強制した点である。これを直接の契機として、1989年（平成2年）5月11日に企業会計審議会は、第三部会を開催し「監査実施準則の改訂について」を公表した。こ

の「監査実施準則」の改訂は、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等の発生の可能性に対処するため、相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続を充実強化すること<sup>37)</sup>を目的とするものである。具体的な改訂内容は、前述の「監査第一委員会報告」50号で指摘された不正行為が行われる危険性の高い7項目に、売掛金を加えた8項目について、確認の手續を実施すべきことを規定している<sup>38)</sup>。

#### 4. 1990年（平成3年）監査基準の改訂

日本では、アメリカの1987年～1991年における監査基準の大改訂の流れに歩調を合わせる形で、1990年（平成3年）12月26日に監査基準、監査実施準則、監査報告準則が改訂している。これは実に、25年ぶりの全面的見直しであり、企業規模の拡大、経営活動の複雑化・多様化・国際化に対応し、監査領域の拡大を踏まえ、監査機能の充実強化を図る観点から実施されたものである。特に、監査実施準則の改訂では、不正問題の監査に関連して、監査人は重要な虚偽記載を見落してはならない旨が明記される等、不正問題を含めた財務諸表の虚偽記載の発見も含めて、監査基準にリスク・アプローチが取り入れられた<sup>39)</sup>。さらに、内部統制及び経営環境・監査上の危険性・効率性などについて、監査計画の適時修正が十分に考慮されなければならないことも盛り込まれ、経営者からの確認書の入手も必要な監査手続として確認された。これは、会社と監査人との協力関係を文書で確認するという性格のものとして位置づけられている<sup>40)</sup>。また、監査基準や監査実施準則・監査報告準則の改訂に対応して、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」

や第11号「違法行為」が逐次公表されてきた。

#### 5. 2002年（平成14年）監査基準の改訂

1991年に改訂された監査基準は、2002年（平成14年）1月において、10年ぶりの全面的な改訂がなされている。この背景には、バブル崩壊以降企業破綻が相次いだことによって、会計監査の有効性に対する厳しい批判が内外から寄せられたことがある。主な改訂点は、次の通りである。

##### A 不正発見に対する監査目的の新設

「第一 監査の目的」では、まず、経営者の作成した財務諸表に対して監査人が意見を表明すること、すなわち財務諸表の作成に対する経営者の責任と、当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任の区分である。二重責任の原則を明確にしている。つまり、公認会計士による財務諸表監査は、財務諸表の利用者の適切な判断に資することを目的として、公表された財務諸表の信頼性に対する監査人の合理的な保証（重要な虚偽表示が含まれていないという合理的な確信を得ているということ）を提供するものであることを明らかにしている<sup>41)</sup>。

##### B 不正発見に対する一般基準の新設

「職業的懐疑心」と「財務諸表の重要な虚偽表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化」に関する規定を一般基準に新設した。

一般基準3は、不正を発見するために、「監査人は職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」として、職業懐疑心をもって監査に臨むべきことが明確した。これは監査という業務の性格上、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

おそれには常に注意を払うことと求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことが特に強調された。

一般基準4は、「監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることも留意しなければならない」として、監査人は不正について特段の注意を払うとともに、その財務諸表への影響について評価することを求めている。また、監査人が重要な虚偽の表示につながる不正などを発見した場合に適切な対応策をとることも規定している。

### C 不正発見に対する実施基準の補足

不正発見に対する実施基準においても、一般基準の内容を補足するために「監査人は、職業専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。」とした。

実施基準、監査の実施4「監査人は、監査に実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正などが財務諸表に与える影響を評価しなければならない」の規定を設けている。

これらの一連の基準は、重要な虚偽の表示の発見に対する監査人としての合理的な範囲での責任の受容という「監査基準」の基本的な姿勢を象徴的に表していることができる。そして、2002年には、監査基準の改訂に対応して、日本公認会計士協会監査委員会

報告書第10号「不正及び誤謬」、第11号「違法行為」も改正されている。

### 6. 財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準の改訂

2004年10月以後に発覚した一連の有価証券報告書における不実開示問題は、上場会社及び証券市場に対する社会的信頼を著しく損なうこととなった。さらに会計と監査を中心とするディスクロージャー制度全体に対する信頼も大きく損なわれることとなった。この事態に対して、東京証券取引所は、2004年10月29日に、上場会社代表者への「投資者に対する会社情報の適切な開示に関するお願い」を公表して「情報開示に關係する社内管理体制等」の検証と対応を求め、その後2005年1月28日に開催された企業会計審議会において、新たな内部統制部会が設置され、経営者の不正を防止するための財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行うこととなった。同部会は2月から11回にわたって審議を行い、2005年7月には、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」を公表し、同年12月には基準案を公表した。

この基準案は「前文」に該当する部分と、基準本文に該当する部分の2つから構成されている。先ず「前文」では、本草案公表に係る審議の背景及び基準文を理解するための要点、並びに内部統制報告制度化される場合の考慮事項等についての説明がある。一方、基準本文では、①内部統制の基本的枠組み、②財務報告に係る内部統制の評価及び報告、③財務報告に係る内部統制の監査の3つのパートから構成されている。日本版の内部統制の

概念は、4つの目的と6つの基本的要素を提示している。その特徴は、COSO の枠組みを踏まえつつも、IT 環境の飛躍的進展や日本の会社法との整合性等も勘案する。本基準案の目的は、財務報告の信頼性を高めるために、有効な内部統制の整備及び運用を図ることにあることから、財務報告に係る内部統制の評価と監査の方法及び手続を規定している。図表 2 は、以上の日本における監査基準変遷を示したものである。

#### IV. 日本における不正に関する法律の改正

##### 1. 2002年（平成14年）の商法改正

2002年日本の法務省の法制審議会は会社の組織機構に関する商法の改正案を出した。この商法改正によって、大会社に対して社外取締役一人以上を置くことを義務付け一方、監査役は廃止することができるようになった。ただし、監査役を廃止する場合には、取締役会に社外取締役を含めた報酬委員会、指名委

員会、監査委員会を設け、また執行役員制を導入することが条件となる。いわゆる委員会等設置会社制度であり、取締役会の監督責任と経営業務の執行とを分離するために設けられたものである。監査委員会は、取締役と執行役の職務の執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任及び再任しないことに関する議案の決定を行う。監査委員会を含めて各委員会は取締役 3 人以上で組織され、過半数は社外取締役であり、執行役と兼ねることはできない。なお、監査委員は、当該会社のみならず、子会社の執行役、支配人その他使用人、さらに子会社の業務を執行する取締役を兼ねることはできない。監査委員会は、取締役会に出席と意見陳述を行い、取締役または執行役が会社の目的の範囲以外にある行為、その他法令または定款に違犯する行為を為し、またはそのおそれがある場合は取締役会に報告する。計算書類の監査については、執行役が毎決算期に計算書類作成し、監査委員会の監査を受けることを必要である。

図表 2

日本における不正発見に関する監査基準の改訂

期 間	監 査 基 準 の 改 訂
1965年 9月	監査実施準則の改定、実地棚卸の「立会」、売掛金の「確認」及び支配従属会社への「往査」が義務づけられる。
1966年 4月	監査基準と監査報告基準の改定、不正（粉飾決算）に対する財務諸表項目の監査手続を拡張した
1989年 5月	監査実施準則の改定、相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続の充実強化。
1991年 5月 1991年12月	監査基準と報告基準の改定、リスク・アプローチの導入。 監査実施準則の改定、監査計画に関して重要な虚偽記載の発見と効率的な監査の実施の考慮の規定を新設、組織的監査の規定を新設、経営者確認書の規定を新設。
2002年 1月	監査基準の大改定、リスク・アプローチの徹底が図られ、重要な不正の発見をするための監査の目的が新設された。
2005年 7月	財務諸表の信頼性を高めるために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の案が公表された。

\* 日本の監査基準改訂の内容を参照して筆者が加筆した。

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

以上の改正は、取締役会からの監査委員会の独立性を強調し、株主財産の受託責任者としての経営者の受託行為を直接に監視する点から見れば、経営者レベルの不正などの発見機能（したがって予防機能をも果たす）は株主によるガバナンスに直接的に貢献するものとなる。

### 2. 2003年（平成15年）の公認会計士法改正

前述のように、日本の公認会計士法は1948年に公認会計士制度を創設するために制定され、1966年に改正があったものの、2001年のエンロン社の事件を発端とする世界的な監査制度改革の動きに対応するため、2003年6月に大改正が行われている。その改正法案の要綱では「証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立するなどの観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、監査証明業務と非監査証明業務の同時提供及び公認会計士の継続的監査の制限等、公認会計士及び監査法人の独立の強化、公認会計士及び監査法人に対する調査権の拡充並びに公認会計士審査会による監査制度の導入等監視監督機能の充実及び強化、試験体系の簡素化、試験の一部免除の拡充等公認会計士試験制度の見直し等、所要の措置を講じすることとする」と述べられている。改正後公認会計士法は、公認会計士などが監査人として法定監査業務に就く際の「法定監査人資格法」という位置付けが主であり、このような基本的な性格付けは従来と変わっていない。エンロン社等の一連の監査不祥事、すなわち競争優位に有る大手監査法人さえも不正に荷担する事実は、プロフェッショナルの自己規制だけでは不十分であり、外部監視機構によるチェック機能が求められた。2003

年の公認会計士法改正は、公認会計士協会による品質レビューの法制度化に加えて、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング制度が導入されている。公認会計士に対する監視規制を強化することは、財務諸表の監査信頼性の向上につながることになる。

### 3. 2004年（平成16年）の証券取引法施行令改正

2004年10月以後、一連の有価証券報告書に係る不適正な記載事例が判明した。これらの問題は、資本市場における開示情報の信頼性、更には会計及び監査を中心とするディスクロージャー制度全体に対する信頼を大きく損ねるに至った。この事態に対応するため、金融庁では、2004年11月に「ディスクローシャー制度の信頼性確保に向けた対応」を公表し、その一環として、全開示企業（4,543社）に対して、「株主状況等についての開示内容を自主的に点検し、必要があればすみやかに訂正報告書等の提出を行う」ことを求めた。それらの結果を踏まえ、同年12月に金融審議会第一部会報告「ディスクローシャー制度の信頼性確保に向けて」<sup>42)</sup>（以下、「平成16年第一部会報告」という）が公表され、開示制度整備を目的として、以下の項目に係る対応を図ることを表明されている<sup>43)</sup>。

- (1) 有価証券報告書等の記載上の注意の明確化
  - (2) コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実
  - (3) 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実
  - (4) 電子公告制度の導入
- 以上の所要の整備を行うため、「企業内容

等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（2005年3月31日内閣府令第34号）が公表され、2005年（平成17年）4月1日から施行されている。

## V. 結びに代えて

本稿ではアメリカと日本の監査基準の変遷等を通じて、公認会計士による財務諸表監査の目的における不正発見の位置づけを検討してきた。財務諸表監査の初期における監査の目的は、企業会計基準等の諸規範に対する合規性の監査にあることを強調し、不正会計の発見はすべて内部統制に委ねる態度を表明していた。ここに期待のキャップ生成の基礎がある。それが顕著になった1970年代後半から、アメリカ及び日本とも、不正に対処するための監査基準の改訂が数次にわたって行われている。これらの改訂の主旨は、経営者の不正をいかに防止するかにある。日本でも、監査基準上で不正発見に関する監査人の合理的な保証の提供を明らかにするほか、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案が公表されている。

日本はアジアにおける先進の国であり、日本における監査制度の変革にみられる。不正発見・防止に関する対応策は、欧米とは異なる文化を共有する他のアジア諸国にとって格好の手本になると思われる。なお、これらの不正発見・防止策を含む新監査制度の社会的役割については、将来の研究テーマとしたい。

## 注

- 1) 山浦監訳（2001）POB「公認会計士監査」111頁の内容を参照した。
- 2) 不正の目的は財務諸表利用者を欺くである概念について、筆者は日本の中間報告書第10号「不正及び誤謬」第5項と、国際監査基準ISA240第6項に参照した。
- 3) JICPA 監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」第4項。
- 4) 鳥羽 八田共訳（1999），281頁。
- 5) 前掲書126頁。
- 6) 前掲書18頁の内容を参照した。
- 7) 前掲書19頁。
- 8) 1974年1月監査人の責任に関する委員会（コーラン委員会）が設立された。これは期待キャップ解消に向けて、監査実務の見直しを図る一方、新監査アプローチへの転換を目指したものである。
- 9) 山浦（2003）17頁。
- 10) 友杉（2004）4頁。
- 11) この部分は千代田（1998b）第八章の内容を参考した。現代公認会計士監査において、経営者の不正行為の摘発に関する監査人の責任が監査基準の中でどのように位置づけられてきたかを見ると、その歴史は、アメリカで公表された監査規則によって、1930年代はじめにその不正や誤謬の摘発にして現れた。
- 12) 千代田（1998）218-219頁。
- 13) 友杉（2004）4頁。
- 14) 前掲書。
- 15) 千代田（1998）225-226頁
- 16) 千代田（1998）の218-227頁の内容を参考して加筆している。
- 17) The Commission Auditors Responsibilities, *Report of Tentative Conclusion* (1977) 本報告書では、次の11項目に及ぶ公認会計士監査にかかる重要な課題について検討された結果と勧告が提示されている。①社会における監査人の役割、②財務諸表に対する意見の形成、③財務諸表に重要な未確定事項に関する監査報告、④不正の発見に対する監査人の責任の明確化、⑤企業の会計責

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

任と法, ⑥監査人の役割の境界とその拡大, ⑦監査人から監査業務利用者への伝達, ⑧監査人の教育, 訓練及び能力開発, ⑨監査人の独立性の維持, ⑩監査基準の設定過程, ⑪監査業務の質を維持するための職業会計人にたいする規制システム。

18) 山浦 (2001) 95-98頁

19) 千代田 (1998) 237頁

20) SAS 第16号と SAS 第53号の相違は、経営者が不誠実である可能性に対する監査人の姿勢に典型的に現れる。SAS 第16号において、経営者の誠実性を前提とすることは、その前提と特に相容れない情報が監査人の関心を喚起しない限り、それは監査人の権利であるとほとんどの監査人は信じていた。SAS 第53号は、このような心地好い考え方を捨てたのである。監査人は、経営者は誠実であるあるいは誠実でないということを前提にすることはできない。監査人は、監査計画の段階において経営者による虚偽記載の可能性を的確に把握し、かつ監査の実施過程においても経営者の虚偽記載の可能性を検証しなければならない。

21) 千代田 (1998) 242-246頁。

22) POB (1993) p 43, 山浦監訳 (2001) 110頁。

23) POB The Panel on Audit Effectiveness: *Report and Recommendations* August 31, 2000. 山浦監訳 (2001) 113頁。

24) しかしながら、千代田 (1998) 260頁によると、SAS 第82号は不正発見に対する監査人の責任を拡大するものではなく、監査人の責任は SAS 第53号と同様「重要性」と「合理的保証」の概念によって組み立てられている。

25) オマリー・パネル報告書の日本語訳は、山浦監訳 (2001) を参照した。

26) オマリー・パネル報告書は利益調整について大きな関心をはらい、不正な利益調整を見逃さないことは無論であるが合法的なものであっても利益の質を監査人が評価することの重要性について述べている。

27) 山浦 (2001) 131頁。

28) 八田 (2004a) 68頁。

29) 不正トライアングル (The Fraud Triangle) は、企業の不正は機会、態度及びインセンティブ

の三つの要素から構成されるとする。すなわちこの三つの要素が全て揃った状況では、不正が発生するリスクが高くなるというモデルである。機会は、財務諸表作成に際して、重要な虚偽表示を行うことができるような機会を与える環境が存在している状態。態度は、不誠実な行為を故意かつ意図的に実行することを許容するような態度、特色、倫理価値観がある状態、あるいは不誠実な行為をすることを実行者が、合理化させられるような状況。インセンティブ（誘因）は、財務諸表作成に際して、経営者や従業員が、重要な虚偽表示を行うようなインセンティブをもっているか、あるいは圧力に晒されている状態である。

30) 公認不正検査士 (Certified Fraud Examiner CFE) とは、従来からの監査人とは別に、不正発見を職務上の目的とする新たな専門家である。1988年に公認不正検査士という有資格職が誕生し、同年不正検査士協会 (The Association of Certified Fraud Examiners) も設立された。不正検査士の資格取得には、所定の高等教育（大学、大学院など）を受け学位を取得していること、不正の発見・阻止に関して 2 年以上の実務経験を有すること、及び全米統一不正検査士試験に合格することが必要である。その業務は、広範な不正行為——会社資産の横領した従業員または役員を発見することから、商取引を通じて金品を騙し取られた投資家を援助することまで——発見及び（または）阻止の職業である。不正検査士は、大企業・行政機関に雇用されるが、またはコンサルティング・調査サービスを提供している。

31) 八田 (2004a) 69頁。

32) 山浦 (2003) 80-82頁。

33) 八田 (2004b) 29頁。

34) 桜田 (1991) 102頁。

35) 細田 (1993) 13-14頁。

36) 確認とは、一般に監査人が外部の取引先へ照会して一定の事実または計算の正否を確認せしめ、文書による回答を直接入手する技術と定義される。なお、監査第一委員会報告第50号では、確認は監査人が債務者などに直接発信し、その回答も直接入手する方法によることに留意すべきものと

している。

- 37) 1989年5月に「監査実施準則の改定について」  
前文  
38) 確認する項目は以下である。①預金②手形債権  
③貸付金④有価証券⑤棚卸資産⑥借入金⑦偶発債務⑧売掛金。  
39) 山浦(2001)133頁。  
40) 細田(1993)20-21頁。  
41) 八田(2004b)35頁。  
42) 芳賀(2005a)103-108頁。  
43) 芳賀(2005b)11-15頁。

## 参考文献

- 加藤恭彦・友杉芳正・津田秀雄(2000)『監査論講義』中央経済社。  
小澤義昭(1996)『監査論の論点整理』中央経済社。  
喜久田悠美訳(2004)『投資家のための粉飾決算入門』パンローリング株式会社。  
川北博(2001)『会計情報監査制度の研究:日本型監査の転換』有斐閣。  
高田敏文(2002)「監査人への役割期待とその対応」  
『会計』第161巻、第3号、70-80頁。  
鳥羽至英(1990)『財務諸表監査の基本的枠組一見直しと勧告』白桃書房(The Commission Auditors Responsibilities, Reporting of Tentative Conclusion [1977])  
鳥羽至英・八田進二共訳(1991)『不正な財務報告』  
白桃書房,(The National Commission Fraudulent Reporting [1987], Report of The National Commission Fraudulent Reporting, AICPA, Inc.)  
千代田邦夫(1998)『アメリカ監査論(第2版)』中央経済社。  
友杉芳正(2004)『新版スタンダード監査論』中央経済社。  
日本会計研究学会(2003)特別委員会最終報告『外部監査とコーポレートガバナンス』。  
日本監査研究学会(1999)課題別研究部会最終報告『財務諸表監査のフレームワーク』。(2004)『不正・違法行為と監査—中間報告』2004年9月19

日。

- 日本公認会計士協会(2002)監査基準委員会報告第10号「不正及び誤謬」2002年5月30日。(2002)  
監査基準委員会報告書第11号「違法行為」2002年10月8日。  
内藤文雄(2003)「財務報告・監査の課題と展望」  
『会計』第163巻、第2号、36-46頁。  
八田進二(2004a)「会計情報監査と不正発見監査」  
『企業会計』Vol.56 No.1, 63-71頁。  
(2004b)「監査基準の改訂と今後の監査上の課題」『青山経営論集』第38巻、第4号、27-41頁。  
細田末吉(1993)『不正と決算の監査役監査』同文館。  
山浦久司(2003)『会計監査論(第3版)』中央経済社。(2001)『監査の新世紀—市場構造の変革と監査の役割』税務経理会。  
山浦久司監訳児嶋隆・小澤康裕共訳(2001)『公認会計士監査』白桃書房。(The Panel on Audit Effectiveness [2000], The Panel on Audit Effectiveness Report and Recommendation, AICPA, Inc.)  
吉見宏(2002)「期待ギャップ問題と不正監査の拡大」『会計』第162巻、第3号、38-48頁。  
芳賀裕司(2005a)「企業内容等の開示制度等に関する証券取引法施行令及び内閣府令の改正の解説」  
『企業会計』Vol.57 No.6, 103-108頁。  
芳賀裕司(2005b)「企業内容等の開示制度等に関する証券取引法施行令及び内閣府令の改正について」JICPAジャーナルNo.599, 11-15頁。  
折田圭児(1991)「違法・不正事件と公認会計士の責務」『企業会計』Vol.43, No.10, 132-143頁。  
AICPA(1960), Statement on Auditing Procedure No.30, September 1960  
AICPA(1972), Statement on Auditing Standards No.1, November 1972  
AICPA(1975), Report of the Special Committee on Equity Funding, The Adequacy of Auditing Standards and Procedures Currently Applied in the Examination of Financial Statements.

## 不正に対する公認会計士監査制度の改革

- AICPA (1977a), Statement on Auditing Standards No.16 *The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities.*
- AICPA (1977b), Statement on Auditing Standards No.17 *Illegal Acts by Clients.*
- AICPA (1978), The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations, 1978.*
- AICPA (1988a), Statement on Auditing Standards No.53 *The Auditor's Responsibility to Detect and Errors and Irregularities.*
- AICPA (1988b), Statement on Auditing Standards No.54 *Illegalities Act by Clients.*
- AICPA (1988c), Statement on Auditing Standards No.55 *Consideration of the Internal Control Structure in Financial Statement Audit.*
- AICPA, Public Oversight board (POB) (1993), A Special Report by the Public Oversight Board of the SEC Practice Section, *In the Public Interest, Issues Confronting the Accounting Profession.*
- AICPA (1995), Statement on Auditing Standards No.78 *Consideration of the Internal Control in a Financial Statement Audit.*
- AICPA (1996), Statement on Auditing Standards No.82 *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit.*
- AICPA (2002a), Statement on Auditing Standards No.99 *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit.*
- AICPA (2002b), *Summary of Sarbanes-Oxley Act of 2002* <http://www.aicpa.org>
- AICPA (2002c), *How the Sarbanes-Oxley Act of 2002 Impacts the Accounting Profession.* <http://www.aicpa.org/sarbanes/index-07-09-03.asp>
- AICPA (2005), *Management Override of Internal Control - The Achilles' Heel of Fraud Prevention.*
- Charles P. Cullinan & Steve G. Sutton (2002), "Defrauding the Public Interest: A Critical Examination of Reengineered Audit processes and the Likelihood of Detecting Fraud", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.13 No. 3, June2002, pp297-310  
(中国天津財経大学商学院)